

やまびこ

発行 地域療育相談室
 広島市安芸区上瀬野南
 1丁目338-3
 TEL (082) 894-8958
 FAX (082) 894-0403
 広島県安芸郡府中町青崎東
 7-12
 TEL (082) 282-6500
 FAX (082) 282-4981

障害者自立支援法について

柏学園 地域療育コーディネーター

金丸 博一

広島桜の開花が、関東より遅いというのはおかしな感じを受けました。お花見はいかがでしたか？
 天気の良い日に、桜の花びらの舞い散るところで、お弁当を食べたり、ほろ酔い気分になったりするなんて、考えてみると元気で、余裕がないとできないわけですから、賢いことであり、幸せなことですよ。

さて、前々回に私が担当して記載した内容に、今回は、重度の知的に障害を持つ成人の方のこれからのライフプランについて考えてみたいということを書かせていたのですが、障害者自立支援法が施行されるにあたって、ご家族の方、保護者の方が、取り急いで考えておいた方がよいであろうことを、今回はお知らせしたいと思います。ご了承ください。

さて、この法律の実施に伴い、行政からいろいろな連絡が入ってきていると思いますし、様々な手続

きを余儀なくされた方も多かったことと思います。お金のことが前面に出ている状況ですし、何かと負担が大きくなるケースもあるようですし、一方で支援費制度のときより却って手続きが簡単になっているように感じた、といった声も聞かれています。

とにかく様々な情報が保護者の方同士の中で流れており、勝手にその都度、情報を自分なりに解釈し、一人で相撲をとって混乱していたご家族の方の話をいくつも聞きました。預金の現金化に始まり、ご本人さんの預金通帳の名義変更？、ご本人さんの住居変更？等々、奇怪な(失礼！)行動に走り回ったというエピソードをいくつも聞きました。少ない家計の中で、これ以上の負担がかかるとは何事ぞと、少しでも知恵を振り絞って、わが子のために財産を守ろうとしたのでしようが、勇み足の連続です。

確かに今回の法律は、財政難から生み出された要素があることは確かです。支援費制度が始まったものの、補正予算によって成り立っていたといってもよい状態でしたので、取り急いで財政的な基盤を作るために考えられたのが、今回の法律でもあります。しかも元々は「障害者自立支援給付法(仮称)」として、支援費制度を財政的に確立していくために出された法律です。「給付」ですからお金のことを目的として考えた法律だったはずなのです。それが何をどこでどうしてどうなったのか私は知りませんが、短期間で「障害者自立支援法」として大きく(?)出していました。よくわからないうちに突然出てきた法律というイメージを持ってしまった方は、多かったことでしょう。とにかく財政難から始まったことだし、かなり大きく負

担が増えるのだと解釈された方が、決して少なかつたのもわかります。改悪だの、福祉の後退だのと評価されたことが、少なくないのも理解できます。

一方では、ハード面重視・はこもの重視の福祉から、ソフト志向でいわゆるマンパワーと人権重視の福祉へと転換しようとしていることや、同様なことにもなりますが、形より中身を大切に、少しでも具体的な目標を持った試み、指導・実践となるように努めていることを、この法律から読み取ることもできます。さらに、国や都道府県行政主体による福祉から、市町村主体の福祉になるということです。で、それぞれの地域が、地域の現状を冷静に評価し、足らないところは付け加え、力を入れるべきところは強化していくといったことを、住民主体で考えていかなければならなかったことは、いい意味では地域密着型の福祉へと転換していく絶好機に立ったとも考えられます。そのためには、地域の様々な機関や人材を有効に活用していかなければならないことも多く、いわゆる横のつながりが、これまで以上に必要となつてきます。人と人とのつながりが、福祉の基本的なところにあることは間違いないと思いますので、優れた人材が細々と活動している部分を全体に生かし、連携していくチャンスが到来したとも考えています。さらには、一人一人に合ったサービスを提供していくことを目標にしていく法律でもありますから、本人の意思とは別に機械的に与えられるサービスではなく、自分の意思として選べるサービス、夢と希望がかなえられるためのきつかけや支援となるサービスを提供していく機能を早急に創



っていききたいものです。障害を持つ人も当然社会の一員として、生き生きと地域で暮らしていくための大きな一歩を踏み出していききたいものです。

といったように、ぼんやりしていると本当に福祉が後退していく法律ですし、プラス志向で解釈を加えて次々と問題に取り組んでいけば、すばらしい転換期となる法律でもあると私は考えています。まあいろいろな意味で未完成な法律であり、今後障害を持つご本人のためのものとして、有効に機能されるよう改良を加えていく必要があります。しかしながら、施行されるのは事実であり、とにかく前向きに考えていく必要があります。

ここの紙面では法律の特徴を伝えることはしませんが、簡単に言うならば、前述の通りそれぞれの地域でよりよい障害者の福祉を創り出していくための、スタートに立つ機会となっていく法律と考えることができます。各市町村が、障害福祉についてどれだけ真剣に向かい合っているかが問われていくからです。各市町村の責任において、実施していくことになることが大きな部分を占めています。ですから「私の住んでいるところでは、どう変わっていくのか？」と注目していかなければなりません。当面は従来通りの福祉が受けていけるように、行政としても努めていくはずなのですが、来年、二、三年後という先は、どのように対応していくかわかりません。財政的に厳しい状況の市町村行政においては、少数派である障害福祉の分野は、次々と切り捨てられる可能性もついています。一方では、これまで地方行政の窓口で苦情や不満



を訴えても、「上(国や県)の通達により決まっていますから……」とか「ここでは何とも答えようがありません……」といった対応だったのが、市町村行政の責任のもとに実施しているのですから、すぐにでも対応しなければならぬことが増えてきます。ご家族の方の様々な想い、しんどいこと、不満に思っていること、疑問に感じていること等々、生の声として行政に届けていく時代に入ったと言えるわけです。私の町の福祉がどうなっていくのかを、一人一人が考えていき、その想いを届けていくことがこれまで以上に大切になってきたのです。そんなに頑張っても、これまで通り結果は得られないのではないですか？、行政の壁は厚い！、と感じる方もいらっしゃるでしょう。でも具体的なニーズ・要望・訴えを届けたいと、地域の障害部門の福祉行政は後退していくばかりです。住民のニーズがないとして、予算組みされていなくなるのです。具体的な訴えなしに、行政の方々は動きがありません。実は(?)行政の窓口の方で、一人一人の声を傾けようとする心ある人は少なくありません。地域にどのようなニーズがあるのかを、丁寧に伝えていくことは今まで以上に大切となつていっています。

そこでひとつ頭に置いていただきたいのは、「障害福祉計画」についてです。障害福祉計画というのはこれまでもあったのですが、これからは市町村のその計画が、その地域の福祉に直接影響していくという上で最重視していかなければなりません。その名の通り、障害福祉の計画ですので、その計画を基に予算化されますし、その計画以外のことには基本的には、行政は



着手しません。

障害者自立支援法における障害福祉計画の主な目的は、厚生労働省の資料から抜粋しますと、①障害福祉サービス等の必要量を的確に見込む②ニーズに応じたサービスの必要量を的確に見込み、必要な費用を確保 ③計画的な障害福祉サービス等の整備④計画的な人材の育成⑤特に、ケアマネジメントの制度化に伴うケアマネージャーの養成 といったことが記載されています。抽象的でわかりにくい表現ですが、要は、地域の障害を持った人がどのようなサービスを必要としているのか、そのサービスを提供するためにどのような機能が必要としているのかを明らかにし、すぐに使えるように準備し整えていきたいと思います。というものです。さらに障害福祉計画は、三年を一期とし、第一期については、平成十八年度中に計画を作成し、平成十九年度にはすべての地方自治体において、計画期間が始まることとする、としています。

ではその大事な福祉計画に、私たちはどう関わっていけばよいでしょうか。まず計画策定に向けて、住民の意識調査が行われますし、行われるように働きかけなければなりません。東京の府中市では、市民の方以下のような項目で意見書を求めています。①障害者とその家族をめぐる状況について(府中市における障害をもつ人とその家族をめぐる状況について、どういふ点が問題となっていると思いますか？お考えを具体的に) ②施策の方向について(障害をもつ人とその家族をめぐる様々な課題を解決するために、行政、地域、学校、家庭などにおいてどの



ようなサービスがなされるべきでしょうか？現在のサービスの改善点や新たに必要なものなど、お書きください。」③施策を展開していくための方法について(障害をもつ人とその家族を支援するための施策を効果的に展開していくための方法や、当事者や家族の声を生かす方法などについて、お書きください。)④自由意見欄(上記のほかに、市の障害者プランや障害をもつ人への支援に関することで、意見等、ご自由にお書きください。)といった内容です。大変面倒でも、これまでの思いの丈をできるだけ多くの方が伝えて頂いたほうが、障害福祉計画は充実してくると思います。そうした住民の声は、障害福祉計画の策定委員会で取り上げ、計画の内容の具体的な検討を行います。

次に大切なのが、その策定委員会の委員に誰になるかということです。地域福祉と障害をもつ人のニーズに熟知された方が参加するべきでしょうし、各障害の親の会の代表メンバーとなる方の参加も不可欠でしょう。委員選定にあたっての推移や理由について、皆様の目を光らせていただきたくたいですし、策定委員会の会議録には毎回目を通し、または会議録が公開されるよう要求していくことを考えていくと良いのではないのでしょうか。この春から秋に向けて、自立支援法の基での新たな障害福祉計画が立てられていくこととなりますし、昨年度同様の福祉の状態が、それ以下にその計画がならないように、ひと踏ん張りしなければなりません。ご家族の方、保護者の方のひと踏ん張り何よりの起爆剤であり、一人一人の声が今後を大きく左右することになりそうです。今年のこの半年の間

が特に重要だと私は感じています！



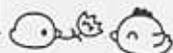
「私の住むに町に夜間にショートステイ(レスパイト)できるところが欲しい」「こだわりが強く、対人面に大いに問題をもつ自閉的なタイプを理解できるヘルパーによるホームヘルプサービスを、受けていきたい」「障害をもつ人が安心して就労できる特例子会社や、地域の中にできるように企業に働きかけて欲しい」「学齢時期において、夏休みなどの長期休みのときに対応してくれる機関が欲しい」「どんな障害にも対応でき、公的な機関だけでなく、民間の機関の情報や、あらゆる社会資源について詳しい方のいる相談の窓口をつくって欲しい」「思春期を中心とした人の精神面の支えとなる相談とケアのできる所を確保して欲しい」「軽度発達障害とされる人への個別の支援を継続的にかつ、具体的に指導助言してくれる機関をつくって欲しい」「障害者手帳がなくても、軽度発達障害のように支援を必要とする人に、ホームヘルプサービスが使えるようにして欲しい」「地域生活をしたいために、自立生活が体験できる場所が地元になれば意味がないと思うが、早期に検討してもらいたい」「精神に障害を持つ人の自助グループがない。そうしたグループをバックアップするシステムが欲しい」「障害をもつ人が、土・日曜日に利用する青年学級を、公民館活動として支援してもらいたい」「高齢者による障害者のジョブコーチが効果をあげていると聞いたことがあるが、シルバー人材センターと連携し、ジョブコーチを養成する研修を実施してはどうか。合わせて、地場産業の関係者を集めて障害者の就労を勧めるワークショップを開いてはどうか」「一般

市民が参加しやすい福祉活動について、具体的な場の提供の計画を立ててはどうか・・・等々、一人一人の方が伝えてみるべきでしょう。他の人が言ってくれるだろうではなく、同じことを言うことになるかもしれないが、私からも言ってみようと思っていた。きたいなあと考えています。



もう一つ頭に置いていただきたいのは、障害の程度区分の認定調査についてです。この認定調査につきましては、自立支援給付を受けていく場合に行っているのですが、学齢児のお子さんを持つ方は特に受けていないとは思いますが、今後認定調査を受けられる方は、特に知っていたいただきたいこととして、調査の中にある「特記事項」についてお話ししたいと思います。

障害者自立支援法では、福祉サービスを受けていくにあたり、そのサービス支給の量を決定していく手続きが、公平にかつ透明性のあるものとして実施されるように、「障害程度区分」というものが設けられました。本来は、障害の程度によりサービスを受ける量に差が出てくるのはおかしいことです。障害についての定義はありますが、とても曖昧なものですし、ここからは障害です、なんて線引きができるはずもないのですから・・・さて、一〇六項目のアセスメントをしたら、コンピューターによる結果が出て、一次判定として障害区分が出来ます。もちろんここで出た判定は、あくまでサービス支給を決定するときの参考材料として使います。「一次」があるのなら、「二次」があります。二次判定では、市町村審査会といって、「障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経





験を有する者であって、中立且つ公正な立場で審査が行える者を市町村長が任命する。」とした委員が参加し、話し合われます。専門的な見地からも公正正大に、不平不満のあがらぬようなシステムとなつていくわけです。では、実際に審査会ではどのようなことが話し合われるのでしょうか？認定調査の項目ずつ検討するわけはありません。一次判定の結果が、妥当であるかどうかを話し合うのでしょうか？否、どんな方であるのかわからないのに、一時判定の結果にけちをつけるわけにはいきません。何ということでしょう！一次判定の結果は、そのまま障害程度区分となつてしまふのです。コンピュータが、結論を出してしまうのです！もう、ザけんじやないよ！の世界です。

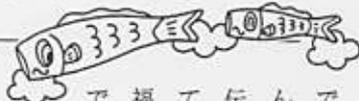
ではどうすればいいのでしょうか？もちろん認定の結果が通知されたら、その結果に不満がある場合、不服申し立てとして、疑問を投げかけていくことができます。しかしその前に、二次判定で議論していくケースとして取り上げてもらうために、先に述べた認定調査の中の「特記事項」について、知っておいてほしいのです。

この特記事項とは、認定調査員が各項目の調査の判断に迷うときに、具体的な状況等を記入していくことになっていきます。この特記事項に記入があると二次判定の審査会の際に、検討していくこととなります。つまり、特記事項に記載されていれば、審査の対象となつていくわけです。何も二次判定にて話し合いの対象となればよいわけではありませんが、そう簡単に障害の程度を決めてはほしくないものです。しかも、日々のご家族の大変さやご本人のご苦労は、障害の程



度区分に反映されるわけではありません。日々の障害を持つ方の苦労が、社会的な無理解から生じていることがまだまだ多いことや、ご家族が精神的に疲労している場合は、サービスの対象として勘案されても良いのではないのでしょうか。私は、二次判定の時点から個々の実態について、もっと細かく検討しなければならぬケースがたくさんあると思っています。

例えば、「環境の変化により、突発的に通常と違う声を出すことが1. ない 2. 稀にある 3. 週に一回以上 4. 日に一回以上 5. 日に頻回」といった項目があります。回数でいけば、月に一、二度なのであれば「2」となるのですが、これがかなり強烈で、近所中が目を覚ましてしまうくらいの声で叫び続けるといった場合はどうなるのでしょうか？このことが原因で母親は、ストレスを重ねて精神科に通院中としたら、やはりそのことは報告し、項目としては「2」なのかもしれないが、気持ちとしては「5」にしてほしいくらいだということ伝えていくべきでしょう。「意思の伝達について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる 2. ときどき伝達できる 3. ほとんど伝達できない 4. できない」といった項目については、大体はどれかの番号にあてはめ易いのではないかとはいえます。しかし、親しい人に対してのみ伝達できることや、外出時には全くと言っていいほど伝達できなくなるといったことがあれば、正確に伝えていくべきでしょう。当然のことなのですが、多くの自閉症の方は、家では落ち着いており、日常的には自分で入浴し、着替えや排泄など問題はない方がいます。しか



し、いざ外出先となると、問題を起こしてしまうため、トラブルを避けるための生活を続けてしまい、このところは、問題もなく調査項目についても、「5」ができる」といった評価となりがちかもしれません。地域生活に移行していくためのサービスを受けていくための、スタートとしての認定調査であることを忘れないでください。親がそばにいない時、よき理解者がそばにいない時を考えて、各項目に添えてほしいと思えます。今は怖くて経験させていけないのだが、ということはずせひ伝えるべきです。物を壊さなくなったのは、壊さないような環境の工夫をしてからであれば、そのことも伝えるべきでしょう。

認定調査における特記事項については、細かなことなのかもしれませんが、それぞれの方がすぐにできることの一つです。一人一人の持つ問題を行政に届ける機会として、かなり重要視してよいのではないかと考えています。面倒だな、見ればわかるようなことまで聴いてくるなんて、何だかばかしくもある、なんて調査を受けずに、とにかくまじめに障害の表情を伝えてほしいのです。軽く受け止めずに、重きをおいて応えてほしいと思っております。それも、地域福祉の活性化に向けてのはじめの一步となつていくでしょう。

障害者自立支援法の中で、障害福祉計画について、認定調査のことについての絞って書きましたが、単なる個人的な思いを書き連ねたに過ぎません。あまり難しく受け止めずに、読んでいただければ幸いです。





瀬野キャンパスからのお知らせ

今年度の行事を以下のように計画しております。
(日程については変更する可能性があります)

- ・ファミリーファーム開村式
六月四日(日)
- ・ファミリーファーム草取り(2回)
七月二十二日(土)・九月三日(日)
- ・ファミリーファーム収穫祭
十月二十二日(日)
- ・もちつき大会
十二月十日(日)
- ・親子の短期療育(瀬野川学園)
小学生、中学生対象
五月、九月
- ・生活能力訓練事業(瀬野柏の実苑・安苔柏の実苑)
高校生以上
六月、十一月

今年も法人合同運動会は・・・

四月二十九日(土)

みどりの日に行われます。

ぜひ遊びに来てください。



◎ファミリーファーム開村式

志和福祉ランド(東広島市志和郷)にある畑の一区画をお貸しいたします。当日は畑の軟作りとさつま芋の苗植えを行います。さつま芋の苗はご自分で用意いたします。
七月と八月に草取り、十月に収穫りを予定しています。

日 時 六月四日(日)

午前 十時三十分～十三時
午後 十三時三十分～十五時

場 所 志和福祉ランド(東広島市志和郷)

持参物 帽子、軍手、スリッパ等(道具はご自分で用意いたします)、着替え、水筒、お弁当(午前の部の方のみ)

参加費 保険料(一人 百円)
畑の使用料(一区画 千円)

さつま芋の苗代(一本 三十円×二十本程度)

別紙の申し込み用紙に記入の上、お申し込み下さい。
不明な点がありましたら、瀬野川学園(担当 次郎垣内)までご連絡下さい。

◎親子の短期療育

小学生(その保護者の方を対象とした)親子の短期療育を以下の要領で実施いたします。お子様は施設内に宿泊し、股疔療育や行事に参加します。保護者の方は学習会や相談会に参加していただきます。

期 日 五月二十七日(土)～二十八日(日)

場 所 瀬野川学園
募集定員 三十名

※親子の短期療育のお申し込みは、左記までお電話かお願ひください。

瀬野川学園 TEL 0822-600-0000

正橋 柄

募集ボランティアさん

◎法人合同運動会(四月二十九日)

社会福祉法人柏学園の5施設とグループホームや地域の方々が参加される運動会です。競技のお手伝いをして下さる方を募集しています。

◎ファミリーファーム開村式(六月四日)

地域の方に芋植えをしていただく行事です(上記の記事参照)一緒に芋植えのお手伝いをして下さるボランティアさんを募集しています。

※ボランティアのお申し込みは、瀬野川学園(柄次郎垣内)までお願いします。

柏学園からのお知らせ

★サタデーチャット(小学生対象)

「サタデーチャット」では、参加された皆様と当園スタッフが情報や意見の交換をしています。「別に何の話も無いんだけど」が、「久しぶりに柏のスタッフにも会いたいなあ」とか、動機は何でもオッケーです。お気軽に参加してください。また、お子さんは別室でスタッフと過ごしますので、「一緒に来て下さい。」

☆五月六日(土) 一年生グループ

☆六月十七日(土) 二～四年生グループ

☆七月一日(土) 五・六年生グループ

※参加希望の方は前日までにお電話ください。

編集後記

新しいことが自由押し四月、いよいよ始まりました。さて、とんた一年になります。ただ、「壁」は、持たなければ叶わないそうです。ならば……とびきり大きな壁を持って進んで行こうかな。今年度もみなさんへお願ひ致します。

